

枚 方 市

一目瞭然！あなたの診療費
～公立病院初の領収明細書発行～

市立枚方市民病院では、平成18年4月24日から、患者が窓口で支払った医療費について、検査内容や薬剤などの保険点数を明示した「領収明細書」を希望者に一枚20円で発行しています。

発行に至る経過

本院では、医療事故を契機に、患者にとって安全安心な医療を目指して、平成14年に、市民代表、地元医師会や学識経験者で構成する「医療事故等防止監察委員協議会」を発足させ、病院の改革について様々な角度から問題を議論してきました。協議会では、医療費の透明化及び医療情報の開示についても患者の視点から検討がなされてきました。

こうした協議会による検討の結果を踏まえ、電子カルテシステムをつくとともに、本年4月24日から領収明細書の発行をスタートさせました。

なお、厚生労働省の中央社会保険医療協議会でも、領収書について議論されましたが、最終的には、点数表の部門別小計を明記した領収書の発行（本院では既に発行）を義務付けたものの、さらに詳細な領収書の発行は努力目標とされています。

概要

本院で従来から発行していた領収書は、投薬料、注射料、検査料、処置料など大まかな項目は表示していましたが、その診療内容等の詳細まで明記されていませんでした。しかし、今回から発行する領収明細書には、保険請求のレセプトに近い形で、項目及び保険点数が記載されており、どのような検査をしたのか、どんな薬剤を投与したかなど医療の中身が一目でわかるようになっています。公立病院としては、全国初の試みです。

外来患者で領収明細書を希望する方は、診察や検査が終了し、会計で支払いを済ませた後、「領収明細書発行コーナー」において、当日の領収書や診察券、保険証等を提示すれば、発行することができます。

また、入院患者の場合は、平成18年4月16日以降継続して入院治療された方で、4月24日以降退院される方を対象に、外来患者と同じ手続きで発行することができます。

なお、どうしてもご本人が請求できない場合は、家族等身内であることがわかる書類と、前述の領収書などを提示していただければ、発行することができます。また、身寄りがなく、発行請求できない方に代わって、民生委員や施設職員も代理権授与の書類があれば、発行することができます。

今後の課題

領収明細書の発行は、当日、外来受診の患者及び前述の入院療養中の方が対象者となっていますが、夜間救急で来院された患者や土日・休日の救急で来院された患者には、現在のところ発行できません。これは、システム上の課題として、今後、医療事務

全体のシステムや運用の中で検討していくことにしています。

また、発行については、市の広報紙である「広報ひらかた」でお知らせするとともに、新聞にも取り上げられましたが、発行件数は、初日の24日は8件、2日目以降は一日あたり数件しかなく、PRの方法についても今後の課題となっています。

また、領収明細書を受け取った方が、その内容について更に詳しく知りたいと申し出があった場合、事務担当者が説明していますが、医療の詳細について説明を求められたときには、次回の診察時に医師に聞いていただくよう案内しています。

現在、本院では、「心のかよう医療を行い、信頼さ

れる病院」を理念に、医師が患者に診察の目的・内容を十分に説明し、患者の同意を得て治療するインフォームドコンセント等の実践に努めています。

今回の領収明細書の発行を通して、患者に診療内容を理解していただくことはもちろん、患者が参加し、納得のいく診療ができるようにすること、すなわちインフォームドコンセントを徹底することが重要と考えています。

枚方市立枚方市民病院事務局医事課

〒573-1197

枚方市禁野本町2丁目14番1号

TEL：072-847-2821 FAX：072-849-2174

区分	項目名	点数	金額	回数
初・再診料	*外来診療料	70		1
画像診断	*手関節 画像記録用フィルム B4 2枚 2分画 デジタル映像化処理加算（単純撮影）	271 36 60		1 1 1

見 本

合計点数： 437 98-0,026,6 (病)
注：1点10円です。 大阪府枚方市禁野本町2丁目14番1号

市立枚方市民病院
中島 輝治
072 (847) 2821

1